

契 約 書（案）

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）
とは、広島市環境局施設部安佐南工場破砕施設（以下「破砕施設」という。）のプロパンガスの需給について、次のとおり契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、別紙仕様書に基づき、受注者から破砕施設において使用するプロパンガスの供給を受けるものとする。

2 発注者は、この契約の履行について、必要があるときは、受注者に対して指示し、又は監督することができる。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（使用料金）

第3条 プロパンガスの使用料金は月払いとし、検針票に基づく使用量に応じ、次の料金表を適用して算出するものとする。

基本料金 (a)	加算料金単価 (b)
円	円
使用料金計算式 使用料金＝基本料金＋加算料金単価×使用量（m ³ ） (a) ＋{ (b)×使用量 }	

2 この料金表に係る単価は、消費税及び地方消費税を含まない価格とし、使用料金の合計金額に100分の110を乗じた額を支払額とする。

ただし、この額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

3 受注者は、毎月末日（土曜日、日曜日及び祝日の場合はその直前の平日）に訪問又は自動検針装置により検針するものとする。

ただし、12月については29日（土曜日、日曜日及び祝日の場合はその直前の平日）に、3月については31日（日曜日及び祝日の場合は前日）に検針するものとする。

（契約保証金）

第4条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

（請求及び支払）

第5条 使用料金の請求及び支払の時期は、次のとおりとする。

(1) 請求の時期 検針月の翌月の10日まで

(2) 支払の時期 検針月の翌月の末日まで

（履行上の注意）

第6条 受注者は、破砕施設の運営に支障が生じることがないように、プロパンガスを供給しなければならない。

2 受注者は供給開始日である令和7年4月1日の午前9時までに、プロパンガスを供給できるようにしなければならない。

3 受注者は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）（以下「法」という。）を遵守しなければならない。

4 受注者は、法第27条第1項第4号に基づき、プロパンガスメーター等の設備において、

破碎施設より点検及び確認の依頼があった場合には、現地に赴き対応しなければならない。

(費用負担)

第7条 法第27条の保安業務を行うために要する費用及び法第2条第4項に定める供給設備に係る設置から撤去まで一切の費用は、受注者の負担とする。ただし、保安業務を行った結果、法第2条第5項に定める消費設備の改善が必要になった場合の費用は、発注者の負担とする。

(労働関係諸法規の遵守)

第8条 受注者は、労働関係諸法規を遵守するとともに、従業員に関する労働法規上の責任は、すべて 負わなければならない。

2 受注者は、従業員の事故については、一切、受注者の責任において、その損害の賠償又は補償等を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

(一括委任等の禁止等)

第10条 受注者は、プロパンガス供給の処理の全部又は一部を第三者に委任し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、当該処理の一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。

2 前項に規定するもののほか、受注者は、プロパンガス供給の処理の一部を次のいずれかに掲げる者に直接委任又は請け負わせてはならない。

(1) 本市競争入札参加資格の取消しを受けた者で、本市競争入札に参加することができない期間を経過しないもの

(2) 広島市競争入札参加資格者指名停止措置要綱により指名停止の措置を受けた者で、指名停止の期間が経過しないもの

(3) 法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団

イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等

ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等

エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等

オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者

3 受注者は、前項各号に掲げる者以外の者にプロパンガス供給の処理の一部を委任し、又は請け負わせた場合においては、当該一部のプロパンガス供給の処理の全部又は一部を、同項各号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させてはならない。

4 受注者は、第2項第3号に掲げる者に該当するものを、原材料等の売買その他の契約において、その相手方又は代理若しくは媒介をする者として選定することがないよう、必要な措置を講じなければならない。

5 受注者は、受任者又は下請負人を定めたときは、直ちに当該者の商号又は名称その他必要な事項を発注者に通知するとともに、第2項各号のいずれかに該当する者がいないことの確認を受けなければならない。

(契約者に対する損害賠償)

第11条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、発注者に損害を与えたときは、発注者

の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。

(第三者に対する損害賠償)

第12条 受注者は、その責めに帰すべき理由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(調査等)

第13条 発注者は、必要と認めるときは、プロパンガス供給の状況について調査することができる。また、受注者に対して供給設備の保安状況について報告を求めることができる。

(談合行為等の措置)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札（見積合わせを含む。以下同じ。）に関して、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。

(2) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者の役員等、代理人、使用人、その他の従業員を含む。以下この項において同じ。）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。

(3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。

(4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。

3 受注者は、第1項各号のいずれかに該当するときは、契約金額（単価）に発注予定数量を乗じた金額に100分の110を乗じた額の10分の2（ただし、同項第4号に該当するときは、10分の1）に相当する額を損害金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、同様とする。

4 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。

(契約解除)

第15条 発注者は、前条の規定による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者が天災その他不可抗力によりプロパンガスの供給をする見込みがないと認めたとき。

(2) 受注者が正当な事由により解除を申し出たとき。

(3) 発注者がプロパンガスの供給を必要としなくなったとき。

(4) 受注者がこの契約を誠実に履行する見込みがないと認めたとき。

(5) 受注者が第10条第1項から第3項までの規定に違反したとき。

(6) 警察等捜査機関からの通報等により、受注者が第10条第2項第3号に該当する者であることが判明したとき。

(7) 受注者が、第10条第3項に違反して、この契約の一部の履行の全部又は一部を、同条第2項

第3号に掲げる者に再委任し、又は再下請負させた場合において、発注者が当該再委任又は再下請負の契約を解除させるよう必要な措置を講ずることを求め、受注者がこれに応じなかったとき。

(8) 受注者が、第10条第4項に違反して、原材料等の売買その他の契約において、第10条第2項第3号に掲げる者に該当するものを、その相手方又は代理若しくは媒介をする者とした場合において、発注者が当該契約の解除を求め、受注者がこれに応じなかったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

2 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することができないものとする。

3 受注者は、第1項第4号から第9号の規定によりこの契約を解除されたときは、各契約単価に年間予定数量を乗じて得た合計額に100分の110を乗じた額の10分の1に相当する額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

第16条 発注者は、前2条の規定によりこの契約を解除した場合は、既に契約を解除した日が属する月のプロパンガスの供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額に100分の110を乗じた額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を受注者に支払うものとする。

(1) 契約を解除しなかったものとした場合の第3条に定める基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を1か月30日として按分した額。

(2) 前回の検針の日から契約を解除した日までに使用した同月の使用量に第3条に定める加算料金単価を乗じて得た額。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第17条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。

3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、プロパンガスの供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者とプロパンガスの供給に関する協議を行わなければならない。

4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

5 受注者は、前項の被害によりプロパンガスの供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者とプロパンガスの供給に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

第18条 受注者は、この契約の履行に際して知り得た情報を他に漏らしてはならない。

2 受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約に関する訴えの所轄は、発注者の所在地を管轄区域とする広島地方裁判所とする。

(その他)

第20条 この契約に定めるもののほか、必要な事項については、発注者と受注者とが協議の

うえ、決定するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、発注者・受注者記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
広島市
代表者 広島市長 松井 一實

受注者

仕 様 書

1 物品名

プロパンガス

2 予定数量

1 2 0 m³